キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：千円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出		△ 2,709,485
人件費支出		△ 5,427,686
その他の業務支出		△ 541,541
運営費交付金収入		4,956,000
授業料収入		1,639,013
入学金収入		324,021
検定料収入		74,265
受託研究収入		665,436
共同研究収入		238,895
受託事業等収入		86,843
補助金等収入		777,680
補助金等の精算による返還金の支出		△ 8,056
寄附金収入		266,182
財産の貸付による収入		60,279
その他の収入		189,760
小計		591,606
業務活動によるキャッシュ・フロー		591,606
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		△ 598,816
有価証券の償還による収入		1,000,000
有形固定資産の取得による支出		△ 1,831,359
無形固定資産の取得による支出		△ 28,320
施設費による収入		924,372
小計		△ 534,122
利息及び配当金の受取額		29,570
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 504,552
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出		△ 19,781
小計		△ 19,781
利息の支払額		△ 19
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 19,800
Ⅳ　資金増加額		67,254
Ⅴ　資金期首残高		1,391,149
Ⅵ　資金期末残高		1,458,403

利益の処分に関する書類（案）

（令和８年６月11日）　（単位：千円）

Ⅰ　当期未処分利益			679,545
当期総利益		679,545	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		58,854	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費積立金	620,691	620,691	679,545

＜重要な会計方針＞

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」(国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂)）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂)(以下「国立大学法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表等を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を,「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。また、運営費交付金のうち、国立大学法人京都工芸繊維大学業務達成基準取扱要領（平成23年１月４日学長裁定）に基づき学長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	２～50年
構築物	２～50年
工具器具備品	２～20年
車両運搬具	３～８年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却している。

３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金による財源措置のない役職員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上している。また、運営費交付金により財源措置がなされる役職員の賞与については、賞与に係る引当金は計上していない。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は、事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上している。